



○長野県告示第601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
鬼無里村診療所	上水内郡鬼無里村大字日影2750番地1	平成14年10月1日
おおつか歯科医院	小諸市六供二丁目6番7号	平成14年10月4日

2 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
塩原整形外科	塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1762番地321	平成14年11月16日

3 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
鬼無里村診療所	上水内郡鬼無里村大字日影2750番地1	平成14年10月1日
清水歯科クリニック	塩尻市広丘野村798番地1	〃 〃
山田歯科クリニック	諏訪郡原村5677番地1	〃 〃
川岸薬局	岡谷市川岸中2丁目3番6号	〃 〃
くるみ薬局	小県郡東部町大字常田字伊勢原396番地3	〃 〃
マルヤマ薬局	南安曇郡穂高町大字穂高5959番地2	〃 〃
おおつか歯科医院	小諸市六供二丁目6番7号	平成14年10月4日
くめた整形外科クリニック	長野市篠ノ井杵淵洞合50番地5	平成14年10月8日
藤井クリニック	長野市桜枝町1244番地1	平成14年10月10日
うらの歯科クリニック	伊那市西箕輪6700番地1	平成14年10月15日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

更 埴 市

2 都市計画事業の種類及び名称

更埴都市計画下水道事業 更埴市公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月2日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号の事業地に、更埴市大字生萱字東山、石原、生萱、但馬、五反田、観音前、東湯沢、北山、大門、道前、西湯沢、宮崎、島及び本誓寺並びに大字土口字東山、築地、北山、埜、北沖、東、南、土口及び古川並びに大字雨宮字生仁、起返北ノ割及び町田並びに大字屋代字七ツ石、祝畑及び細越並びに大字打沢字東山日影及び舞台並びに大字杭瀬下字石原並びに大字寂蒔字東王子、八幡新田、上王子、法正寺、天木下、船山、屋敷前、高札前及び野杭並びに大字新田字堰口並びに大字中字中村及び村西並びに大字桑原字湯ノ崎、元町及び小坂東並びに大字稲荷山字元町並びに大字八幡字向島、下川原、沢添、志川、日々作、階子田、砂田、真光寺、六反田、横まくり、青木、外く弥、東川原、柳田、唐臼、御頭免、稲付、横台、北堀、薬師堂、社地、森下、楢鼻、寺裏、松ノ木、大道北、新宿、小栗塚、大道、矢作畑、矢崎、田端、笹焼、水別、郡

清水、郡前田、糠塚、前法伝、北なめり石、なめり石及び清水下を加え、大字雨宮字唐崎、起返下ノ割、古川、大宮、北野、町浦、天野、窪河原及び中原並びに大字屋代字毛勝、新町、本町、高畑、高河原、城ノ内、新田、大境、中原、地正、五反田、辺町、前田、内田、清水、升ノ浦、上河原及び代官河原並びに大字小島字新大門下、琵琶島、新大門上、屋敷地、東山、山根及び窪田並びに大字打沢字大築山並びに大字桜堂字桜田、水引、欠口、尾米及び西沖並びに大字杭瀬下字東沖、田中、村浦、欠下、五十里、牛追、宮下、古屋敷、堂河原、三ツ屋、綿主、柳川原、尾米及び屋敷並びに大字粟佐字昭和開田、中島、宮西、南村道北、南村浦沖、南村道南、南村前、接待、戸崎、北村道北、諏訪宮、北村、三反所、北村西沖、芦原、北村裏畑、北村浦、藺田、車屋浦、子新田、下新田、南沖及び五十里並びに大字鑄物師屋字欠下、清水、中島、西畑、側淵、土井田、柳原下、屋敷、花岡、向柳原及び舟山並びに大字新田字見崎、尾米、西上川原及び東上川原並びに大字寂蒔字西王子並びに大字野高場字上新田及び野高場並びに大字稻荷山字中條、下通、大牧、町屋敷、釜蓋、中通、上通、伊勢宮、王地、治田、上一里山及び境なし並びに大字桑原字湯屋及び町地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年12月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月25日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 153号

2 供用を開始する区間

飯田市鼎東鼎121番の4地先から

飯田市上郷別府1714番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成14年11月30日

道路維持課

○長野県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知があった。

その関係図面は、告示の日から平成14年12月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 153号
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
飯田市鼎東鼎115番の1地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで	旧	7.8~114.0	1.0610
飯田市鼎東鼎121番の4地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで		23.3~64.0	1.0480
飯田市鼎東鼎115番の1地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで	新	7.8~114.0	1.0610
飯田市鼎東鼎121番の4地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで		23.3~64.0	1.0480

道路維持課

○長野県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年12月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月25日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 256号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡清内路村2653番の1地先から 下伊那郡清内路村3112番の11地先まで	旧	m 5.6~129.6	km 1.9273
木曽郡南木曾町吾妻1747番の11地先から 下伊那郡清内路村3112番の11地先まで		9.2~ 64.6	2.3756
木曽郡南木曾町吾妻1747番の11地先から 下伊那郡清内路村3112番の11地先まで	新	9.2~ 64.6	2.3756

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 市田停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡高森町吉田478番の12地先から 下伊那郡高森町吉田481番の21地先まで	旧	15.4~21.4	0.0138
同 上	新	13.6~14.4	0.0138

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 温田停車場早稲田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町北条2427番の6地先から 下伊那郡阿南町北条2429番の1地先まで	旧	12.8~23.8	0.0883
同 上	新	12.8~20.0	0.0883

道路維持課